

事業承継支援事業設備投資助成（2次募集） 募集要項

1 事業内容

区内中小企業の多くが経営者の高齢化による後継者不足等に直面している現状があることを踏まえ、事業承継を契機とした設備更新および更なる発展に向けて競争力強化を目指した最新機械設備導入に対する経費の一部を助成し、世代交代の促進と地域経済の維持・拡大を図ります。

2 助成額

製造業の方 最大500万円（助成率1/2）
その他の業種の方 最大250万円（助成率1/2）

※書類審査・現場審査の上、予算の範囲内で区が助成額を決定します。
※1,000円未満の端数については切捨て。

3 申請期間

平成30年9月18日（月）～平成30年11月30日（金）（※必着）

4 助成対象者

次に掲げる各号の要件全てを満たすこと。

- (1) 区内に1年以上主な事業所を置く中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）その他区長が認める組合または法人。
- (2) 法人事業税および法人都民税（個人事業主の場合は個人事業税および住民税を滞納していないこと。
- (3) 品川区に対する使用料等の債務の支払が滞っていないこと。
- (4) 事業承継を3年以内に行う見込みを有する事業者もしくは事業承継してから3年を経過していない事業者。

ただし、下記の事項のいずれかに該当する場合は、申請できません。

- (1) みなし大企業企業。なお、みなし大企業とは次に掲げる要件のいずれかに該当する企業をいう。
 - (ア) 一つの大企業（中小企業以外の者）が発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を単独に所有または出資している企業。
 - (イ) 複数の大企業が発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している企業。
 - (ウ) 役員半数以上を大企業の役員または職員が兼務している企業。
 - (エ) その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合。
- (2) 本助成金で申請する設備について、他の公的機関（国、都道府県、市区町村、中小企業振興公社等）から助成を受けている場合。
- (3) 民事再生法または会社更生法による申立て等、助成事業の継続について不確

実な状況である場合。

- (4) 品川区暴力団排除条例に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する場合。
- (5) 本助成金の基準日より半年以内に品川区事業承継支援事業の無料相談を受けていない事業者。(基準日：申請締切日)

5 助成対象事業

次に掲げる各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 事業承継を契機として老朽化による設備更新・導入事業
- (2) 更なる発展に向けて競争力強化を目指した最新機械設備の導入事業

なお、以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 平成31年2月28日までに設置が完了し、対象経費の支払期日が申請年度内であること。
- (2) 導入場所は品川区内の事業所であること。
- (3) 総額50万円以上の事業であること。

(主な設備例)

- ・機械および装置
- ・内装・外装工事（小売業・サービス業に限る）
- ・業務用冷蔵庫
- ・生産管理システム
- ・業種・業態転換に係る設備
- ・特殊車両

6 助成対象経費

- (1) 機械および装置の購入に係る経費
- (2) 器具および備品の購入に係る経費
- (3) 機械および装置の輸送に係る経費（運搬費・保険費等）
- (4) 機械および装置の設置に係る経費（分解・組立・校正費・整備費等）
- (5) 小売業およびサービス業における内装・外装工事に伴う既存設備の一時移転に係る経費（運搬費・保険費等）
- (6) 新規設備導入に伴う既存設備の廃棄に係る経費
- (7) その他区長が適当と認める経費

※ それぞれ消費税は経費として認めます。

※ 実績報告の段階において、全ての経費について請求書、納品書、領収書、振込記録等の帳票書類による支払の確認をします。書類に不備がある場合には経費として認められません。

※ 手形、小切手等による支払の場合、申請年度内に決裁がされなければ経費と

して認められません。

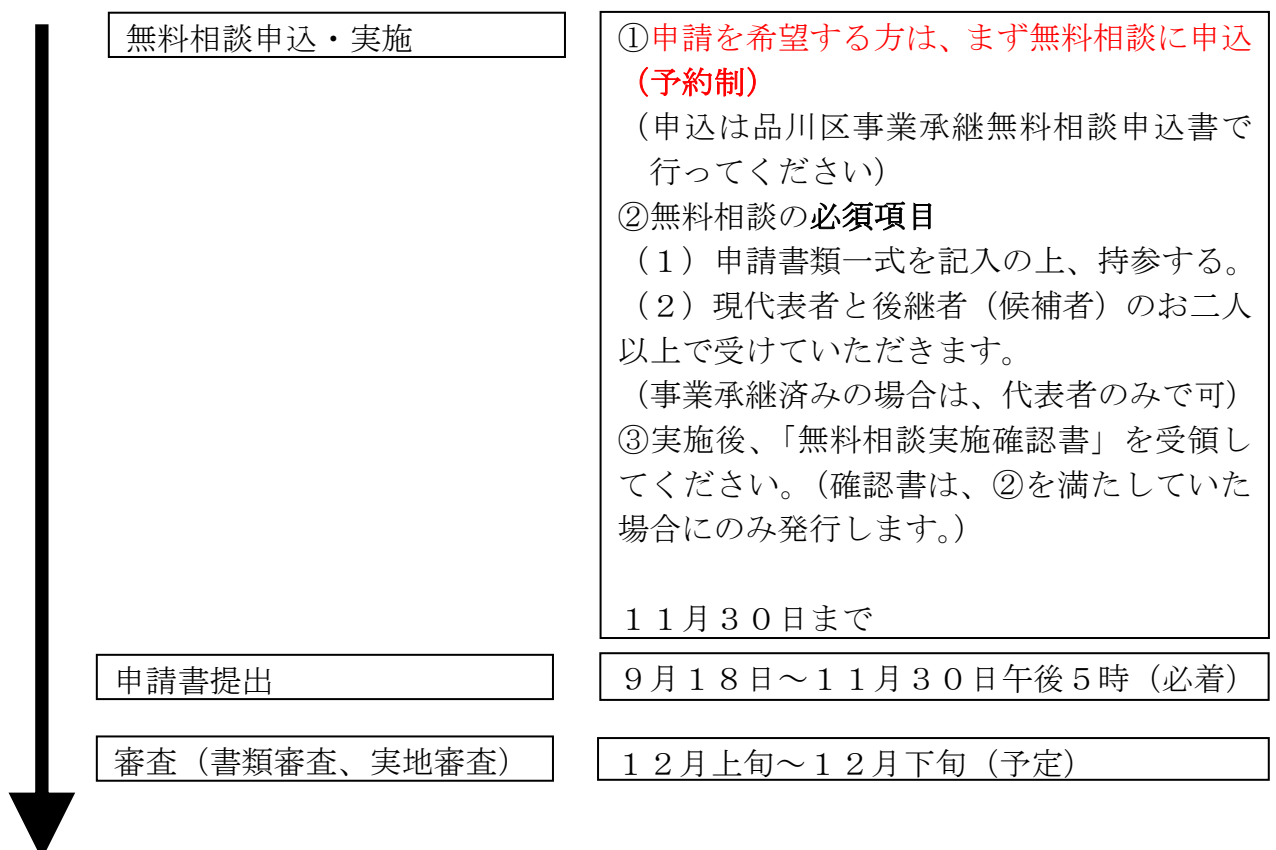
※経費総額のうち1,000円未満の端数については切捨てとなります。


7 対象経費にあたらぬもの

- (1) 消耗品
- (2) 中古品購入費
- (3) 不動産の購入費
- (4) 事業所賃貸の為の保証金・敷金・契約金
- (5) 一般車両の購入費
- (6) 汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達経費（例：パソコン、ソフトウェア、カメラ等容易に他の目的に使用できるもの）
- (7) 建物の建築・改修・移設
- (8) 空調・配管工事
- (9) 不動産賃貸に伴う設備費
- (10) 内装・外装工事（小売業・サービス業を除く）
- (11) 本助成金交付決定前に注文・着手した経費
- (12) その他区長が助成対象外経費と認める経費

<注意事項> 取得した設備は当該事業のみに使用しなければなりません。

8 事業全体の流れ





助成金交付決定	1月上旬
事業実施期間	1月中旬～2月28日（木）
助成事業実績報告	～3月7日（木）午後5時（必着）
完成検査（実地）	～3月下旬
助成金支払	4月中旬日～5月末
事業承継計画進捗確認	事業承継計画の進捗状況確認のため、年1回の区職員によるヒアリングを受けていただきます。 平成31年度～35年度まで（5年間）

※ 上記日程は、状況により変更される場合があります。

9 申請にあたって

(1) 提出書類

- ①品川区事業承継設備投資支援事業助成金交付申請書（区指定様式）
- ②事業承継計画書・事業計画書（助成金用）（区指定様式）
- ③誓約書（区指定様式）
- ④提出書類確認チェックシート（区指定様式）
- ⑤対象事業経費に係る見積書（コピー可）
- ⑥申請事業の詳細資料（設備のカタログ等）
- ⑦企業概要（会社案内・パンフレット等）
- ⑧（法人）履歴事項全部証明書（コピー可）
（個人）事業承継済みの方は開業届（コピー可）
- ⑨（法人）法人事業税納税証明書および法人都民税納税証明書（コピー可）
（個人）個人事業税納税証明および住民税納税証明書（コピー可）
- ⑩（法人）法人税の確定申告書および決算書一式（直近のもの）
（個人）所得税の確定申告書および決算書一式（直近のもの）
※税務署の受付印のあるもの（電子申告の場合は受信通知（メール詳細）を添付）

(2) 区指定様式の入手について

商業・ものづくり課ホームページ「ものづくり支援サイト」よりダウンロードしてください。

<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>

(3) 留意事項

- ① 提出された書類、参考資料等はお返しできません。
- ② 申請書類は郵送または持参により提出してください。
- ③ ダウンロードした「品川区事業承継計画書・事業計画書」の記載欄に書き

きれない場合は、記載欄の縦方向の枠を増やしていただいて構いません。
また、補足資料を別紙として添付しても構いません。ただし、同計画書含め、A4用紙15ページを上限とします。

- ④ 申請書類は片面印刷で提出してください。（両面印刷不可）
- ⑤ 提出期限までに全ての提出書類がそろっていない場合、申請を受付できませんのでご了承ください。

10 審査について

- (1) 1次審査は書類審査とし、提出された書類を基に審査を実施します。
- (2) 1次審査通過者のみ、2次審査を実施します。2次審査は実地審査とし、設置場所および現在使用中の設備の確認を行います。詳細については別途通知します。
- (3) 助成決定における審査内容は、「経営状態」「事業承継の状況・実現性」「設備投資の目的・効果・実現性」「地域への貢献度」の観点から評価します。
- (4) 審査内容に関するお問い合わせについては、一切応じかねます。

11 交付決定について

- (1) 助成金の交付決定額は、助成金申請額と異なる場合があります。
- (2) 助成金交付に際し、区長が必要な条件を付す場合があります。
- (3) 交付決定額は助成金額の上限額を示すものであり、実績報告の検査後に助成金額を確定します。

12 助成対象事業の変更・中止等

やむを得ない理由で助成事業の内容を変更する場合または中止しようとする場合は、あらかじめ区長にその承認を得なければなりません。

13 実績報告

助成事業を完了（工事・設置の完了、支払いの完了を指します。）した場合、平成31年3月7日（木）までに下記の書類の提出が必要です。なお、平成31年3月7日時点で支払いが完了していない経費がある場合については、当該経費について支払を明らかにする書類以外の全ての書類の提出が必要です。

- (1) 実績報告書（区指定様式）

- (2) 完了報告書（区指定様式）
- (3) 収支決算書（区指定様式）
- (4) 助成対象事業に実施に係る見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等
- (5) 事業完了を明らかにするもの（図面、写真等）
- (6) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し

※（4）の書類については写しをご提出ください。

※銀行振り込みの場合は、銀行の領収書（振込依頼書控）を必ず受け取ってください。

※（6）の書類については、申請時より変更がなければ提出の必要はありません。

※必要に応じて書類の追加提出をお願いする場合があります。

14 助成金額の確定および助成金交付

実績報告書を区が受け取った後、区はその内容を審査し、実地調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が、助成金の交付決定の内容およびそれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定します。（※助成金の確定額は、交付決定額を上回ることはありません。）

助成事業者が助成金交付確定通知書を受領した後、事業者からの請求に基づき助成金をお支払します。

15 助成事業者の義務

本事業の交付決定を受けた場合は、以下の義務が発生します。

- (1) 助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、毎年区による実地検査ならびに事業承継計画進捗状況のヒアリングに応じなければなりません。
- (2) 助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- (3) 助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は品川区内で事業を継続するよう努めなければなりません。
- (4) 助成事業の実施により取得した財産の管理および処分について、以下の事項を守らなければなりません。
 - ①助成事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について台帳を設け、その管理状況を明らかにすること。
 - ②取得財産等については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

- ③取得財産等を処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、取壊し、担保に供する）しようとする場合は、あらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし当該財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に規定する年数を経過している場合はこの限りではない。

16 助成金交付決定の取り消し

次の（１）～（６）のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定額の全部または一部を取り消すことがあります。（「17 助成金の返還」参照。）

- （１）偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- （２）助成金を他の用途に使用したとき。
- （３）助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令または助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- （４）助成対象者としての要件を満たさなくなったとき。
- （５）区長が事業の実施を不相当と認めるとき。
- （６）他の公的機関から同一内容の助成を受けていると判明したとき。

17 助成金の返還

助成金交付決定の取り消しその他により助成金を返還する事由が生じた場合には、助成金の交付を受けた日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95%の割合で計算した違約金額を付した額を、区が指定する方式により返還していただきます。

18 その他

助成対象となった方については、企業名、代表者名、所在地、電話番号をホームページ、品川区広報紙等により公表する場合があります。

19 問い合わせ（申請書提出先）

〒141-0033

品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター2階

品川区地域振興部 商業・ものづくり課 中小企業支援係

TEL：5498-6340（直通）

FAX：5498-6338